

2 高教福第 87 号

令和 2 年 4 月 16 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課長

臨時的任用教職員の児童手当にかかる空白期間の取扱いについて（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 31 日付け元高教福第 1862 号にて通知しておりますが、臨時的任用教職員の任用において空白期間が生じる場合に、下記の取扱いとしますので、貴管内の学校長に周知するとともに、適切に取り扱うようご指導をお願いします。

記

1 空白期間の取扱い

児童手当の支給事務において、任用期間終了時から次の任用期間の間に生じる「空白期間」が 2 週間以内であり、職員の任用期間終了時までにはあらかじめ次の雇用先が明らかである場合など、事実上の任用期間が中断することなく存続していると認められるものであれば、引き続き児童手当を支給する。

2 その他

前の所属と次の所属が異なることとなった場合、学校同士で連絡を取り合い、適切な処理を行うこと。

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906